

なごかてな 報

—発行所—

嘉手納村役場

電話 098976-2001・2628

印刷所

中部印刷株式会社

電話 098937-4464



—沖縄一の長寿者—

我謝維仁翁を訪ねて

こよみの上では、とくに「立秋」が過ぎ野や山もすっかり秋のよそおい。とはいえ日中の残暑はまだまだ厳しく感じられます。そんなある日の昼下り「沖縄一の長寿者」我謝維仁翁を字水釜227番地に訪ねてみました。敬老の日を前に維仁翁のプロフィールをご紹介します。

慶応4年3月本村字水釜で出生。今年104歳。今でも早起して庭の手入れや薪割を日課にしているというスーパーぶりです。長寿の秘訣をおき、しますと①タバコ、酒を飲まない②食べ物に好き嫌いが無い③食後睡眠をとる④早寝早起きをする、この4点を規則正しく守ることだと答えて下さいました。最後に一番のお楽しみは？とお伺いしますと「日本一の長寿者になること」だとおっしゃる維仁翁にはとても104歳とは思えない生命力を感じました。

今月の人口 1972年7月現在

区名	世帯数	男子	女子	計
東区	555	1,340	1,370	2,710
上区	472	1,013	1,102	2,115
中区	456	1,000	1,093	2,093
北区	527	1,188	1,175	2,363
南区	598	1,158	1,348	2,506
西区	562	1,289	1,279	2,568
外人	30	41	25	66
計	3,200	7,029	7,392	14,421

嘉手納村長選挙

古謝現村長 無投票当選!!

八月二十日に告示された当村の村長選挙は、現村長の古謝得善氏の他に候補者がなくそのまま同人が当選人として決定されました。古謝村長は、これによって二期連続して村政を担当することになります。

村長の当選証書の交付式は、八月二十九日に農協ホールでおこなわれ、古謝得善村長は、二期目の村政担当にあたって次のようにその抱負を語りました。

このたび、村民皆さんの深い信頼のもとに村長に再選させていただき引き続き村政を担当することになりました。前任期中を通じて私にお寄せ下さいました皆様方のあたたかいご指導ご支援に対し衷心より感謝申し上げます。本日に当選証書を交付されるにあたり、私に課された職責の重大さを深く自覚すると共に、常に村民皆様の幸せを念じ、村の発展のために精魂を傾けていく所存であります。

過去四年間、村民の生活を大きく狂わせ多大な迷惑をかけている爆音公害の排除について公約し、その根源である大型駐機場の撤去若しくは移転について努力し、現地米軍や関係当局に訴え続けてまいりましたが、この切実な要求に対して、政府や米軍がまだ明確にお互い村民の期待に答えてくれないのは誠に残念でなりません。この問題は私のこれからの任期中における最重要事項としてとりあげ、継続して爆音公害の排除に努めていく所存であります。

完遂を図らねばならない問題として、比謝川河口の浚渫後漁港としての指定は受けたものの、その基本施設の整備はこれからであり、その他にも、戦後処理の問題として国有地の返還や軍用地内の再測量、村道漬地の補償問題等があり、更に村全域を対象にしての村営上水道事業の拡張に伴う簡易水道施設の買上げ問題等が未処理となっており、一層の努力を傾注して速やかにこれらの諸問題が解決されるよう図っていきたく思います。



奥座選挙管理委員長より
当選証書を受けとる古謝村長

お互いは過去二十七年間、米国の施政権下におかれ、琉球政府というものはありながらも、外交権を持たないために、日本の援助を受けるにしても、諸外国との取り引きにしても自由には出来ず、すべて米国民政府を通して、その政策的範囲内の許可しか与えられなかった。しかも広大な基地は他産業の誘致を阻み住民は必然的に基地を頼る生活の仕組の中で生きるより道がなかった。従ってお互い住民は、これまで基地経済の枠の中の視野しかもたず、極めて不安定な要素の中で生活を強いられ、いたと言っても決して過言ではないと思うのであります。

この二十七年の生活の慣れによる弊害は、当村の内部についても言えると思うのであります。が、これまでお互いは常に一万余人の村民が住んでいる僅か五十五万坪を対象にし、そこだけを見つめて村の繁栄や村民生活の向上を考えてきました、村総面積のわずか十二パーセントの面積だけを見つめてお互いがその繁栄を図ろうとしている……そこに大きな間違いがあったのではないかと反省している次第であります。

今後の課題としては、村の将来のあるべき姿を想定しその発展計画を樹立する場合は、やはり基地は世界の平和の方向への推移につれて、将来整理縮小されていくべきものであるという前提に立って、村総面積四四五万余坪を対象にした村の発展計画を考えていかなければならないと思うのであります。従って今後の駐機場の撤去もしくは移転問題や久得地域の解放問題等にいたしまして、すべて村民を優先し、村の発展を優先した計画の中からその修正を国に迫まる姿勢を打ち出すべきであると思うのであります。

この村将来の大計を樹立する

農地法施行さる

日本復帰に伴って、沖縄にも新しく農地法が適用されることになりました。

農地法は、戦後の農地改革の基礎となった農地調整法、自作農創設特別措置法等を統合整理して、農地改革の成果維持のため、基本法として、昭和二十七年に制定された法律で、「耕作者の農地の取得を促進し、その権利を保護し、その他土地の農業上の利用関係を調整し、もって耕作者の地位の安定と農業生産力の増進を図ること」を目的としています。

その主な内容としては、①農地を農地のまま売買したり賃借するためには、都道府県知事等の許可が必要なこと、②農地を農地以外のものにするには、県知事等の許可又は県知事への届出が必要なこと、③一定面積以上の小作地を所有することが禁じられていること、④小作権強化、小作料の統制等により小作人が保護されていること等の統制規定、その他の規定がおかれています。

以上が、農地法の主な内容ですが、御存知のように、沖縄に

は黙認耕作地が相当ありますがこれについては、法の適用は、しないことになっています。従って、解放地域内の農地についてのみ、この法の適用をうけることとなります。

児童手当制度

沖縄でも、本土復帰と同時に児童手当法が適用されることになり村役場では、すでに今年度の該当児童の受け付けをすませ、現在厚生課で支給準備をいそいでおります。

ところで児童手当制度とはどういうことかというのですがこれは国や県、それに市町村が事業主が費用を持ちあい、児童を養育する人に児童手当を支給することによって家庭生活の安定と次代の社会をなう児童を健全に育成し資質の向上をはかることをねらいとした制度です。

さて次に、この制度によって児童手当を受けられることができる人ですが、先ず①日本国内に住所がある日本国民であること②

村役場において、農家基本台帳の整備を進めておりますが、今までに集めた資料によりますと解放地内にある農地は、四万二千坪ほどございます。

この農地については、全面的に農地法が適用されることになりました。以上、簡単に述べましたが詳しいことは、村建設経済課にお問い合わせ下さい。

サービス向上めざし、三課増設

役場機構改革

村役場は、祖国復帰による諸制度の市町村への移行や事務量の増加に伴ないこれまでの五課から八課に増設、職員も二十六名が新しく採用され村民の福利増進に万全な体制を確立しました。

新しく設置されたのは企画と住民、それに保健衛生の三課です。すでに村民へのサービス向上に拍車をかけておりよろこばれております。次は新設課と新採用職員の配置換職員。()内は前職。

△企画課 課長金城明 (総務課) 花城清 (議会事務局) 塩川勇吉 (税務課) 豊永盛光 (新採用) 上原清道 (新採用)。△総務課 吉浜朝保 (新採用) △住民課 課長仲宗根朝信 (総務課) 島袋ハル (同) 伊波鶴子 (同) 知念由起子 (同) 伊波政盛 (厚生

課) 神田初子 (同) 島袋正吉 (同) 伊波文子 (総務課) 桃原吉信 (税務課) 大城朝栄 (水道課) 新垣義和 (厚生課) 照屋高一 (新採用) 山川政安 (同) 赤嶺明 (同) 松堂信子 (保育所) △税務課 伊波惟真 (総務課) 西平守正 (新採用) 新城栄光 (新採用) 平安名栄信 (同) △建設経済課 金城良市 (新採用) 古謝義光 (同) △厚生課 屋良朝正 (総務課) 亀谷準 (新採用) 松堂孝光 (同) 奥間永子 (保育所) △保育所 津波古米子 (新採用) 町田小夜子 (同) 德里スミ子 (同) △保健衛生課 課長山口栄三郎 (厚生課) 饒波健 (同) 高江洲昌盛 (同) 我那霸宗清 (同) 新垣景清 (同) 神山本盛 (同) 奥間幸子 (保育所) 知念秀夫 (新採用) 金城進 (同) 幸地清一 (同) △水道課 久高義栄 (新採用) △消防本部 金城全徳 (新採用) 渡嘉敷通晃 (同) 宇原正夫 (同) △議会事務局 喜友松慶 (新採用)。

年度別	該 当 児 童	備 考
昭和四七年度	昭和四二年一月二日以降生れた児童	第の以降の児童
四八年度	昭和三八年四月一日	も以下である児童
四九年度	義務教育終了前の児童	いずれの子で3児と

来年一月からスタート 国民健康保険のしくみ

※趣旨

国民健康保険は他の医療保険に加入していない方、例えば、農業や漁業、商業等の自営業の方達や、その家族の皆さんが病気やケガで経済的な負担をしなければならぬ場合、お互いに助け合うために国や県もお金を出して医療費を負担するために生れた制度です。

※保険者＝嘉手納村

国民健康保険の事業を運営する主体を保険者といいます。この保健者は嘉手納村になります

※被保険者

被保険者とは保険に加入する人のことをいいます。その人が病気やケガで病院にかかったと

き、医療費の七割を嘉手納村が負担出来る人のことをいいます

※医療費負担

被保険者が病気にかかり、または、ケガをして病院で治療を受けたときの医療費は被保険者がその三割を直接病院の窓口で支払い、残りの七割分は被保険者の属する嘉手納村が病院に支払います。保険者が支払う医療費は病院が請求した内容に誤りがないかどうかを審査してから支払います。

※保険財政のしくみ

国民健康保険の被保険者には一般に所得の低い階層の人達や若人達が多く加入するため保険料(税)の負担能力に乏しく、

アオトニュース



去る8月5日、木村建設大臣が海洋博会場用地視察への途中本村に立ち寄りしました。(写真)。古謝村長は村の現状と将来の開発構想をのべると共に海洋博道路の新設や駐機場の移転などを強く訴えました。

又、現在の医療保険の場合とは違って雇主負担がないので被保険者の負担する保険料(税)だけで国民健康保険事業を運営するのはとうてい無理なため国の補助金や一部負担金(皆さんが病院へ支払う医療費)で賄います。

嘉手納村が病院に支払う費用

一部負担金	保険料(税)	国庫補助金
三〇%	二五%	四五%

療養の給付に要する費用

◎保険料(税)は国民健康保険の被保険者となったその日の分から納めなければなりません。

明るく豊かな社会を！

社会学級開講

村教育委員会主催による社会学級の開講式が、八月十一日に村公民館においてありました。

この社会学級は、昭和四十七年度、社会教育年間計画の中の一つで、村内に住む成人の自主性を高め、生活と生産の知識、技術を身につけ、家庭人として、生産人として、社会人としての資質の向上をはかると共に、親権を確立し、明るい豊かな家庭づくりを推進するに役立てることを目標として開設されております。

この学級は、固定学級の形をとっており、各小学校単位に一学級を設置するようにしています。

(但し、加入がおくれた場合はさかのぼって保険料(税)を徴収します。)保険料(税)は被保険者の皆様が病院にかかる回数が必要なければ保険料(税)も安く少ない給付率も良くなります

◎保険料(税)は世帯の所得額や被保険者数により決めますがこの保険料(税)は皆様の医療費を病院に支払うお金ですから納付期限までに指定の場所へ支払います。

尚、国民健康保険の実施は昭和四八年一月一日からになります。

本年度の学級生数は、屋良社会学級四十二人、嘉手納社会学級六十二人、合計百四人となっております。

講座は、毎週土曜日に二時間ぐらい開講され、十二月二十三日まで開講されます。

講座の内容は、手芸教室、美容講習、青少年の非行と指導、家庭の純潔教育、当用漢字、かなづかい、郷土の歴史、婦人の健康管理、言葉づかいと礼儀作法、子どもとマスコミ、生花婦人と教養、子供の性格と幼児期の心理、和服の知識と着付け料理講習会、反抗期の指導などとなっております。

村教育委員会では、十一月か

ら家庭学級を開講する計画であります。詳しいことは、教育委員会(村公民館一階)へおたずね下さい。

救急車の要請は119番へ

救急業務、消防本部へ移管

本土復帰にともない、これまで警察署で行なっていた救急業務が各市町村消防団に移されました。救急業務は、交通事故、或は不慮の事故にあった場合とか急病人が出た場合などに病院へ運ぶのが主な業務であり、人命にかかわる大切な仕事です。

嘉手納消防本部では、今度新しく救急車を購入して救急活動をおこなっています。六月から八月までに早くも十七回出動しております。

消防本部では、今後とも救急体制を確立して村民の生命、財産の守りに力を注いでいく方針です。電話は一一九番です。



新しく購入された救急車